

競争参加者の資格に関する公示

青森外(8)庁舎新設等総合設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年6月25日

東北防衛局長 池松 英浩

1 業務概要

(1) 業務の名称 青森外(8)庁舎新設等総合設計

(2) 業務内容 本業務は、陸上自衛隊青森駐屯地、陸上自衛隊八戸駐屯地、航空自衛隊車力高射教育訓練場における以下の施設に係る基本設計及び実施設計を行うものである。

〔基本設計及び実施設計〕

【陸上自衛隊青森駐屯地】

- ・ 隊庁舎（RC－10 延べ面積 約12,000㎡）新設
- ・ 警衛所（RC－1 延べ面積 約350㎡）新設
- ・ 哨舎（RC－1 延べ面積 約10㎡）新設
- ・ 仮設警衛所（S－1 延べ面積 約230㎡）
- ・ 建物解体 一式

【陸上自衛隊八戸駐屯地】

- ・ 局舎（RC－3 延べ面積 約2,200㎡）新設
- ・ 建物解体 一式

【航空自衛隊車力高射教育訓練場】

- ・ 庁舎（RC－2 延べ面積 約2,000㎡）新設
- ・ 食堂・体育館（RC－3 延べ面積 約2,500㎡）新設
- ・ 雪中廊下（RC－1 延べ面積 約63㎡）新設
- ・ 自転車置場（S－1 延べ面積 約12㎡）新設
- ・ 建物解体 一式

〔実施設計〕

【航空自衛隊車力高射教育訓練場】

- ・ 基地内ユーティリティ（構内配電線路、構内通信線路、屋外給汽設備）の更新に係る実施設計

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和12年3月15日まで

ただし、車力高射教育訓練場は令和9年6月30日まで、八戸駐屯地は令和10年3月15日まで

2 申請の時期

令和 8 年 6 月 26 日から同年 8 月 7 日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午までとする。

なお、令和 8 年 6 月 26 日以降（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、開札の時点までに共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書交付期間

「競争参加資格審査申請書（青森外(8)庁舎新設等総合設計）」（以下「申請書」という。）は、令和 8 年 6 月 25 日から同年 10 月 26 日までの行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 6 時まで。

(2) 申請書交付場所

防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。

〒983-0842

宮城県仙台市宮城野区五輪 1 丁目 3 番 15 号

東北防衛局総務部契約課

TEL 022-297-8296

FAX 022-297-8241

E-mail keiyaku-th@tohoku.rdb.mod.go.jp

(3) その他

共同体として資格を得ようとする者に交付する。

(4) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記 4 (4) の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出すること。

提出場所は、(2) に示す申請書の交付場所に同じ。

(5) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、(ア)又は(イ)の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基

づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。).

(ア) 代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築コンサルタント」又は「土木コンサルタント」に係る「A」の格付

(イ) 代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「土木」、「電気」、「機械」又は「通信コンサルタント」のいずれかに係る「B」以上の格付

なお、代表者が「土木コンサルタント」の場合にあつては、代表者以外の構成員は「建築コンサルタント」を含めることとし、建築コンサルタントの格付は「A」を含めるものとする。

ウ 東北防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（令和6年10月1日付防衛省整備計画局建設制度官公示）4(2)に該当しないものであること。

オ その他東北防衛局長が必要と認めた事項

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(2)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 共同体の名称は、「青森外(8)庁舎新設等総合設計〇〇・〇〇共同体」とする。

(2) 当該業務に係る競争に参加するためには、開札の時において、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「入札公告（建設のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受

けていなければならない。